

最高裁秘書第611号

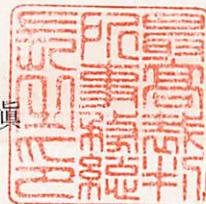
令和4年3月9日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



司法行政文書開示通知書

2月7日付け（同月9日受付、第030959号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

1月14日付け最高裁民二第12号民事局長、行政局長通知「民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則の公布等について」（片面で10枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

最高裁民二第12号

令和4年1月14日

日本弁護士連合会事務総長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 門田友昌

最高裁判所事務総局行政局長 門田友昌

民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則の公布等について（通知）

令和4年1月14日付けの官報（第654号）で、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則が同年最高裁判所規則第1号として公布されました。この規則の内容は、別紙第1のとおりです。

また、同官報で、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則が同年最高裁判所告示第1号として、電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則施行細則を廃止する細則が同年最高裁判所告示第2号として告示されました。これらの告示の内容は、別紙第2及び別紙第3のとおりです。

これらの規則及び細則は、いずれも令和4年4月1日から施行されます。

最高裁判所規則第一号

民事訴訟法第一百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則

電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則（平成十五年最高裁判所規則第二十一号）の全部を改正する。

（電子情報処理組織を用いてすることができる申立て等）

第一条 民事訴訟法（平成八年法律第二百九号。以下「法」という。）第一百三十二条の十第一項の規定により電子情報処理組織を用いてすることができる申立て等のうち、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第三条第一項の規定により書面等（法第一百三十二条の十第一項に規定する書面等をいう。以下同じ。）をファクシミリを利用して送信することにより裁判所に提出することができるものについては、次条第一項及び第二項に規定する方法により、電子情報処理組織を用いてすることができます。ただし、当事者双方に委任を受けた訴訟代理人（法第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。）があり、かつ、当事者双方において電子情報処理組織を用いて申立て等をすることを希望する事件

その他裁判所が相当と認める事件における申立て等に限る。

2 法第百三十二条の十第一項の規定により電子情報処理組織を用いて民事訴訟に関する手続における申立て等を取り扱う裁判所が定められたときは、最高裁判所長官は、これを官報で告示しなければならない。

(電子申立て等の方式等)

第二条 前条第一項の規定により電子情報処理組織を用いてする申立て等(以下「電子申立て等」という。)

)は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該電子申立て等をする者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電子情報処理組織を用いてしようとする申立て等に関する法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を入力する方法により行わなければならない。

2 電子申立て等は、最高裁判所の細則で定めるところにより付与された識別符号及び最高裁判所の細則で

定める方法により設定された暗証符号を前項の電子計算機から入力する方法により行わなければならない。

3 前条第一項の規定により電子情報処理組織を用いてすることができる申立て等のうち、当該申立て等に
関する民事訴訟規則の規定に提出すべき書面等の通数が規定されているものについて電子申立て等がされ
たときは、当該規定に規定する通数の書面等が提出されたものとみなす。

4 裁判所は、必要があると認めるときは、電子申立て等をした者に対し、当該電子申立て等に使用した書面を提出させることができる。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第三条 法第百三十二条の十第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前条第二項の識別符号及び暗証符号を電子申立て等をする者の使用に係る電子計算機から入力することとする。

（電子情報処理組織による文書の写しの提出）

第四条 第一条第一項ただし書に規定する事件における民事訴訟規則第百三十七条第一項（同規則第百四十七条规定する場合を含む。以下同じ。）の規定による文書の写しの提出は、同項の規定にかわらず、電子情報処理組織を用いてすることができる。

2 法第百三十二条の十第三項、第五項及び第六項の規定並びに第二条の規定は、前項の規定による文書の写しの提出について準用する。この場合において、同条第一項中「電子情報処理組織を用いてしようとする申立て等に関する法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項」とあるのは、「当該文書をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（電子的方式、磁気

的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」と読み替えるものとする。

（書類の送付の特則）

第五条 第一条第一項ただし書に規定する事件における直送（当事者の相手方に対する直接の送付をいう。）は、民事訴訟規則第四十七条第一項に規定する方法によるほか、当事者が第二条第一項及び第二項（これらの規定を前条第二項において準用する場合を含む。）に規定する方法により送付すべき書類に係る情報を取り入力し、これを裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（記録された情報の内容を相手方が閲覧又は複製することができるものに限る。）に記録する方法によりすることができる。

（適用除外）

第六条 民事訴訟に関する法令の規定が適用され、若しくは準用され、又は民事訴訟の例によることとされている裁判所における民事事件、行政事件その他の事件に関する手続のうち、法又は民事訴訟規則の適用を受ける民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続以外のものについては、この規則の規定は、適用しない。

（細則の官報告示）

第七条 最高裁判所長官は、第二条第一項及び第二項の細則を官報で告示しなければならない。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

最高裁判所告示第一号

民事訴訟法第二百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則

（規則第二条第一項に規定する事項を入力する方法）

第一条 民事訴訟法第二百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号。以下「規則」という。）第二条第一項（規則第四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項（同項において準用する場合にあつては、当該文書をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録）を入力する方法は、次に掲げる要件のいずれにも該当する電磁的記録を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法とする。

- 一 ファイル形式がPDF形式であること。
- 二 出力した場合における用紙の大きさを日本産業規格A4とすること。（識別符号の付与の方法等）

第二条 規則第二条第二項（規則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する識別符号（以下単に「識別符号」という。）は、電子申立て等をしようとする者が、裁判所から電子申立て等のために用いる情報システム（識別符号を付与することができるもの）に接続する方法について通知を受けた後、その者の使用に係る電子計算機から、次の各号に掲げる事項を当該情報システムに登録することにより、付与されるものとする。

一 氏名

二 住所

三 電話番号

四 電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）

五 生年月日

2 規則第二条第二項の最高裁判所の細則で定める方法は、電子申立て等をしようとする者が、前項の電子計算機から、他人から容易に推測されない符号を同項の情報システムに登録する方法とする。

3 識別符号を付与されている者は、第一項の規定により登録した事項に変更があつたとき又は識別符号の使用を廃止するときは、遅滞なく、同項の電子計算機から同項の情報システムにその旨を登録しなければならない。

附 則

この細則は、令和四年四月一日から施行する。

最高裁判所告示第二号

電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則施行細則を
十六年最高裁判所告示第一号は、廃止する。

附 則

この細則は、令和四年四月一日から施行する。